

様式7号

意見公募手続実施結果

1 題名 弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定（案）及び屋外広告物特別規制地区の拡大（案）

2 案の公表日 平成30年12月7日から平成31年1月7日まで

3 市民等からの意見数

計 1人 1件

(1) 郵送	人	件
(2) F A X	人	件
(3) メール	1人	1件
(4) 直接提出	人	件

4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
<p>屋上看板の制限に対して反対する。既存の看板の撤去費用は市で負担してもらえるのか。また、屋上看板の賃料の補填・補償はあるのか。</p>	<p>屋上看板は、景観に大きな影響を与えるものであり、風格のある都市景観を形成していくためには、屋上看板を制限する必要があると考えております。</p> <p>今回、都市景観重点地区内の良好な景観、水戸駅北口ペDESTリアンデッキから二の丸角櫓方面や大手橋上から水戸駅方面への眺望景観を保全するため、屋外広告物特別規制地区の区域を拡大するものです。</p> <p>既存の看板の撤去費用については、特別規制地区が指定される時点において、適法に設置されているものに対し、市が一部を補助することを検討しています。</p> <p>また、市が賃料の補填・補償を行うことは考えていません。</p> <p>なお、現に適法な表示がなされている看板については、条例により経過措置期間を設けており、この期間に限っては適法に表示することを可能としています。</p>